



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

## 福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## 第5回(令和5年度)福岡中央青色申告会定時総会が開催されました



5月25日(木)に第5回となる一般社団法人福岡中央青色申告会の定時総会が、福岡県中小企業振興センターにて開催されました。

第1部の総会では、第4期の事業・決算報告及び次期の事業計画・予算案が、すべて原案通りに承認されました。

基調講演では、博多税務署から宮崎英樹署長を講師にお招きして、長年、酒税に携わってきた宮崎署長だからできる日本酒についてのお話を「お酒の講座」のタイトルのもと、お酒に詳しくない人でもわかるように懇切丁寧に披露されました。講演では、日本酒の種類について基礎知識を説明された後、国税局が作成した酒蔵マップを使いながら福岡の酒蔵を紹介されました。また、国税局のYouTubeチャンネルを見ながら、酒類業調整官・担当官がどのような仕事をしているのか、酒蔵ではどのようにして日本酒を作っているのか等、動画を使って説明されました。

その後、第2部として懇親会を行いました。会員さんのお店の料理やお酒で懇親を深めたい、という思いのもと、お寿司・お刺身・オードブル・お酒を会員さんのお店から手配し、「お酒の講座」にちなんで福岡の日本酒11種飲み比べコーナーも設けました。はじめて参加される方も多いかったのですが、お酒の種類が豊富だったこともあり(笑)楽しい懇親会になったと思います。

お忙しい中ご協力いただいた会員の「博多よし魚」さん、「飯や銀次郎」さん、「酒屋ハンモック」さん、ありがとうございました。また、ご参加いただいた会員の皆さん、誠にありがとうございました。



会員紹介者として表彰された会員の皆さん

## 令和5年分所得税の予定納税があります。減額申請もできます。

### 令和5年分所得税の予定納税

令和4年分の申告納税額が15万円以上の方については、7月31日(月)に令和5年分所得税の予定納税(第1期)があります。支払いの準備をしておきましょう。

### 予定納税の減額申請について

廃業や休業、または業況不振などのため、令和5年分の所得税の見込み税額が令和4年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、令和5年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

### 減額申請書の提出期限は年2回

#### (1) 7月減額申請

令和5年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月18日(火)までに税務署に提出しなければなりません。

#### (2) 11月減額申請

令和5年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月15日(水)までに税務署に提出しなければなりません。

#### 予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、令和5年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息(令和5年分は年0.9%)をつけて返金してくれます(受け取った還付加算金は雑所得になります)。予定納税に関するご相談はご予約のうえ、ご来会ください。



# 要注意！

# 「年収」と「所得」は違います!!

住宅ローンを組もうと思った時や、クレジットカードの申し込み時に、氏名や住所のほかに「年収」を記載する欄があります。その他にも、児童手当に対して所得制限があるように、自分の「所得」について尋ねられることもしばしばあります。申告が終わった後、会員の皆さんから「私の去年の所得はいくらですか？申告書のどこを見たらわかりますか？」という連絡をもらうことが多いので、ここでは年収と所得について簡単に説明します。

「年収」を問われた場合、給与所得（サラリーマンや公務員）の方であれば源泉徴収票の「総支給額」を記載するだけなのでそう難しくはありません。

ところが、個人事業者の場合には「年収」という文字だけ見ると、年間の収入（売上）を書くの…？と疑問に思うかもしれません。ほとんどの場合「所得」の金額を記載することになります（※）。ちなみに「所得」とは、事業所得の場合、「売上－経費＝所得」となります。

※住宅ローンはフラット35、クレジットカードは三菱UFJニコスとセゾンカードのHPを参考に記載しております。

なお、「所得」は事業(不動産)所得以外にも、給与所得や公的年金などの雑所得、配当所得、譲渡所得など10種類あり、右図確定申告書の『**ココ!**』の金額が10種類の所得を合算した数字になります。

以上のとおり、年収(収入)と所得では全く異なった数字となるため、相手方が何を求めているのか、よく確認が必要です。ご注意を!

博多税務署長		印鑑日付：2023年5月29日	会員登録番号	F A 2 2 0 2
令和 5 年 2 月 16 日		令和 4 年分の申告書	所 得 税 及 び 復興特別所得税	の 確 定 申 告 書
納税地		8 1 2 - 0 0 3 8	個人番号	生年 月日 3 4 5 1 0 1 0
現在の 住所又は 事務所等		福岡市博多区祇園町1-40-3F	フリガナ	アオイロタロウ
在住 5 年 のうち 1 月 1 日 の日付		同上	氏名	青色 太郎
			開業・営業 小売業	营业执照の氏名 青色商店
			電話番号	092 - 283 - 7177
種類		○	税額表示	課税される所得金額 (12-29) 393000
事 業 不動産		区分 ① ② ③ ④ ⑤	1 2 7 5 0 0 0 0	上の(1)に対する税額 支拂未満の(1) 19650
收 益 金 額 等		税額表示 ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯		配当控除(32)
事 業 農 業 利 益 給 与 公 的 業 務 其 他 の 他 總 合 成 績 表 所 得 保 険 社 会 保 険 料 控 除 所 得 保 険 業 務 控 除 復 保 険 保 険 料 控 除		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯	4 0 1 5 / 0 0	計 (1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)-(9)-(10)-(11)-(12)-(13)-(14)-(15)-(16) 源泉徴収税額(49) 申告納税額(49) 第1期分 第2期分 第3期分 第4期分 修正第3期分の税額(53) 第3期分の税額の追加修正(55) 公的年金等以外の合計所得金額(55) 課税所得者(56) 同一申告者が複数の合計課税所得者(56) 被控訴の特許権の合計課税所得者(59) 被控訴の特許権の合計課税所得者(59) 被控訴の特許権の合計課税所得者(59)
		4 0 1 5 7 0 0		5 2 0 0 0 0
社会保険料控除		1 2 1 3 2 0 0		6 5 0 0 0 0
所 得 保 険 業 務 控 除		1 8 0 0 0 0 0		
復 保 険 保 険 料 控 除		1 1 7 2 0 0		

**専従者や従業員から預かっている税金を納めましょう**

専従者・従業員に給与を支払っている事業主の方は、1月～6月分の源泉所得税の納付が必要です。  
(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!) 納付期限は7月10日(月)です。※詳細は、別紙ご案内をご確認ください。

源泉所得税納付事務相談会（各自ご自分で作成されたものを確認します）

会 場	青色申告会 会議室（パソコン教室）
日 程	7月3日(月)～7月5日(水) 10時～12時 13時～16時
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収簿（月別の各人別給与、賞与の金額 1月～6月までの合計額）</li> <li>・扶養控除等申告書（従業員及び従業員の扶養家族の氏名・生年月日）</li> <li>・税務署から送られてきた納付書（ピンク色で印刷された複写式用紙）</li> </ul>
手 数 料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。※ 代行依頼の場合は、2,200円（一事業所）になります。

## 法律相談日

**弁護士の橘先生による無料の相談会  
6月21日(水) 15時～17時**

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？  
ご希望の方は下記の日程をご確認のうえ、事前に事務局までご予約ください。※詳細は事務局までお問い合わせください。

6月27日(火)は会費の口座振替日です

同封の『会費等納入のお願い』をご確認ください。  
ご不明な点がございましたら、**6月12日(月)**までに、  
ご連絡をお願い致します。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、  
お手数ですが案内の口座へお振り込みいただくか、ご来会の  
うえご入金くださいますようお願い申し上げます。

今 月 以 降 予 定 の 事 事 予 定 日	行 事 予 定 日	行 事 内 容
	6月5日(月)・15日(木)	税務相談日 ※税理士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
	6月21日(水)	法律相談日 ※弁護士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
	6月27日(火)	当会会費口座振替日
	6月29日(木)	協同組合P Cサポートセンター 定時総会
	7月3日(月)～7月5日(水)	源泉税納付事務相談会 ※詳細は別紙をご覧ください
	7月10日(月)	源泉所得税（半年に一回の納期特例者）の納付期限

# ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会

メール : info@aoiro-f.com HP : <http://aoiro-f.com/>  
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
当会発行専用番号:070-5416-5021

# 編集記

**総会**にご参加いただいた会員の皆さん、役員の皆さんありがとうございました。今年はホテルを使わずに、懇親会まで自分たちで準備する形での開催だったので、至らぬ点もあったかと思います。次回のためにも良かった点や改善点を教えていただければ幸いです！来年もよろしくお願ひします。